

【定額掛金額変更 事前受付専用】

(令和7年からの毎月定額掛金額変更専用)

事務処理
センター用

拠

加入者掛金額変更届
(第2号被保険者用)

この届出書は第2号被保険者(会社員、共済組合員の方)のためのものです。

- この届出書は令和6年12月施行に伴い、令和6年12月分(令和7年1月引落し)以降の毎月定額掛金額の変更を事前に受付するための専用帳票です。加入者さまの運営管理機関あて令和6年10月末日までに、ご提出ください。
- なお、令和6年11月分(令和6年12月引落し)までは現在設定している掛金額の引落しが行われます。

国民年金基金連合会

届書コード	届出区分
04091	掛金額変更

必ず届出者をご署名ください。

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
	フリガナ	⑤ 昭和 ⑦ 平成	① 男 ② 女
住所			
フリガナ			
〒 - 連絡先電話番号(- -)			
都 道 府 県		市 区 郡 町 村	
企業年金制度等		拠出限度額(月額)	
他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)		23,000円	
企業型確定拠出年金		20,000円	
企業型確定拠出年金および厚生年金基金		20,000円※ ※令和6年12月から	
企業型確定拠出年金および確定給付企業年金			
厚生年金基金			
確定給付企業年金			
石炭鉱業年金基金			
企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金			
国家公務員共済組合(長期)			
地方公務員共済組合(長期)			
私立学校教職員共済制度(長期)			
企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)			
掛金額区分	① 令和6年12月分(令和7年1月引落し)から掛金を毎月定額で納付します	掛金額変更	毎月の掛金額 千 000円

【ご注意】

- この届出書は令和6年12月分(令和7年1月引落し)以降の毎月定額掛金額の変更を事前に受付するための専用帳票です。(月別指定で掛金の変更を希望する場合、または企業年金等の加入状況の変更を希望する場合は、この届出書では手続きができません。)
- なお、この届出書の提出後にiDeCo登録情報に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- また、企業年金等との合算管理の結果、掛金が自動減額または一時停止となる場合があります。

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関			
各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事七確認	受付金融機関
加入者月別掛金額登録・変更届	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>	9 令和 年 月 日
令和6年12月施行対応 (令和7年からの毎月定額掛金額変更専用)			事務処理センター